

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定により、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、当市納税課において保管してありますので、御来庁の上、お受け取りください。

また、表中の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなします。

令和8年9月29日

たつの市長 山 本

実



送達を受けるべき者の氏名	書類の根拠法令
喜多村 清海	地方税法第371条第1項
高田 耕一	地方税法第371条第1項
株式会社 相生	地方税法第371条第1項
株式会社 North Share	地方税法第371条第1項
株式会社 ヴィーナス・ワン	地方税法第371条第1項
宮本 哲也	地方税法第371条第1項
澤井 慎也	地方税法第726条第1項
八幡 真誠	地方税法第726条第1項
津田 麻里	地方税法第726条第1項
RISKI JUANDA MANIK	地方税法第726条第1項
TRINH QUANG HA	地方税法第726条第1項